

別 紙

答申第 1 号

答 申

1 当審査会の結論

本件異議申立ての対象となった平成 11 年 7 月 15 日付け宮議第 165 号による「平成 10 年度 各会派代表者会議結果報告書」（以下「本件公文書」という。）の非開示部分を開示すべきである。

2 異議申立ての要旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書のうち非開示とされた部分の開示を求めるといものである。

異議申立人の異議申立ての理由は次のとおりである。

「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例」（平成 11 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項においては、非開示についての具体的理由を示すことを明記しているが、具体性の程度は、権利が制限される県民が非開示理由の文言に当てはまる理由について納得できる程度に相当程度具体的であることが必要であるにもかかわらず、処分庁は条例が求める具体的理由を示していない。

また、処分庁は部分開示の根拠として条例第 8 条第 6 号を挙げ、理由として、本件公文書には現在継続審査中の訴訟に関する情報が記載されており、今後の訴訟の進行に影響が認められることを指摘している。しかし、処分庁は現在継続審査中の訴訟の当事者ではなく、また、公開することにより当該事務事業若しくは将来の同種の事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報には当たらないから、第 8 条第 6 号の例外的非開示事由は存在しない。

3 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、異議申立人及び処分庁に文書による意見理由説

明及び口頭による意見陳述の機会を与えた。

(1) 条例第6条第3項の該当性について

異議申立人は、条例第6条第3項においては、非開示についての具体的な理由を示すことを明記しているが、具体性の程度は、権利が制限される県民が非開示理由の文言に当てはまる理由について納得できる程度に具体的であることが必要であるにもかかわらず、処分庁は公文書部分開示決定通知書において、「宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第8条第6号該当 当該公文書には、現在継続審査中の訴訟に関する情報が記録されており、今後の訴訟の進行に影響が認められるため。」とのみしか理由を付していない。これではおよそ訴訟が係属する事実については当然に非開示となり、著しく不合理である旨主張する。

この点について検討するに、処分庁の付した理由は条例第8条第6号の文言を異なった角度から表現したものと同程度の理由に過ぎないということもでき、条例の求める具体的理由を付しているものとは認め難い。

しかしながら、第6条第3項に抵触するものと認められるとしても、そのことから直ちに非開示事由が存在しないとは即断できないと言ふべきであるから、本件における結論は、処分庁及び異議申立人が指摘している非開示理由の有無によって導かれるべきである。

(2) 条例第8条第6号の該当性について

処分庁は、非開示理由として条例第8条第6号に該当するとし、その理由として「当該公文書には、現在継続審査中の訴訟に関する情報が記録されており、今後の訴訟の進行に影響が認められるため。」と述べている。

異議申立人は、処分庁の言う条例第8条第6号には該当しないと主張するので、この点について検討する。

処分庁及び異議申立人において、条例第8条第6号の該当性を判断するについて基礎となるべき争訟は、異議申立人が宮城県知事に対して提起している原審が「仙台地方裁判所 平成8年（行ウ）第8号文書開示拒否処分取消請求事

件」及びその控訴事件である「仙台高等裁判所 平成10年(行コ)第12号同控訴事件」を指していることは争いがないものと認められる。

同事件は、異議申立人が宮城県知事に対し文書等の開示を求めて提起した訴えであるが、知事が非開示とした文書についての争点は、当該文書が宮城県情報公開条例(平成2年宮城県条例第18号)において開示の対象となる文書か否か、換言すれば、当該文書が宮城県情報公開条例において定める知事部局の職員が職務上作成取得し、管理している文書か否かというところにあることは明らかである。

判断の基礎となるべき争訟の争点が以上のところにあることに鑑みれば、当該文書が宮城県情報公開条例の対象となる文書であるか否かは、裁判所における同条例の解釈、適用の有無によって決せられるものであることは明らかであり、その判断は、処分庁はもちろん異議申立人ないし知事の裁判外における発言によって左右される性質のものではないことも明らかである。

また、条例の目的が、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、宮城県議会の保有する公文書の開示を請求する権利及び情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。」ところにあることは、条例自らが謳っているところであることに鑑みれば、非開示事由を定めた条例第8条は開示を原則としている条例において例外的な非開示事由を規定しているものと解すべきものである。

したがって、本件における第8条第6号の非開示事由の有無を判断するに当たっても、形式的・抽象的に非開示事由の対象となるべき外形が存することのみではなく、公開することにより当該事務事業の執行者としては将来の同種の事務事業の目的を達成することができなくなるか、あるいは、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる実質的な理由があるか否かについて具体的に検討しなければならない。

以上の事柄について検討するに、処分庁は前記争訟の当事者ではなく、かつ、非開示とされた部分については、前記争訟において対立当事者である相手方に

知らされることによって不利益を被るとか争訟の帰趨にかかわる発言はなく、この部分を開示することによって処分庁の将来の同種の事務事業の目的を達成することができなくなるか、あるいは、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる事情は存在しないと言わざるを得ない。

(3) 結論

以上により、処分庁が、本件公文書のうちの一部を条例第8条第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではない。

4 審査の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
11. 9. 20	○ 諮問を受けた。(諮問第1号)
11.10.21	○ 処分庁(宮城県議会議長)に対し、以下の資料の提出を求めた。 (1) 異議申立てに係る開示決定等の対象となった公文書 (2) 部分開示理由等説明書 (3) 県政調査費・旅費訴訟の概要を説明する資料
11.11. 2	○ 処分庁から、10月21日付けで要求した資料を受理した。
11.11. 5	○ 異議申立人に対し、意見書の提出を求めた。
11.11.15 (第2回審査会)	○ 事案の審議を行った。
11.11.22	○ 処分庁に対し、口頭による意見陳述を行うよう求めた。
11.11.24	○ 異議申立人から、11月5日付けで要求した意見書を受理した。
11.11.29 (第3回審査会)	○ 事案の審議を行った。 (処分庁による口頭意見陳述を併せて行った。)
11.12.10	○ 異議申立人に対し、必要があれば口頭による意見陳述を行うよう求めた。
11.12.24 (第4回審査会)	○ 事案の審議を行った。 (異議申立人による口頭意見陳述を併せて行った。)
12. 1.24 (第5回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県議会情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	所 属 等	備 考
あさぬま さだお 浅沼 貞夫	弁護士	会長職務代理者
いのうえ よしこ 井上 義比古	東北学院大学教授	
しげや まさひろ 渋谷 雅弘	東北大学助教授	
すずき はつよ 鈴木 ハツヨ	東北学院大学教授	会長
てじま のりお 手島 典男	仙台ターミナルビル（株）取締役相談役	

（平成12年2月24日現在）